

規定 1. 預金共通規定

静清信用金庫

1. (共通規定の範囲)

この預金共通規定は、最終頁に掲げる全ての規定(※)に共通するものとします。ただし、預金共通規定と各規定の両方に記載がある項目については、各規定の記載を優先させるものとします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日または払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金または掛金になりません。取消したうえ、証書の場合は証書と引換えに当店で返却します。

3. (預金の払戻し・解約、書替継続)

- (1) この預金を払戻し・解約または書替継続（自動継続の定期預金を除きます。）するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当金庫に提出してください。
- (2) 前項の規定にかかわらず、各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻しでなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求（但し、外貨普通預金および外貨定期預金にかかる払戻し請求を除きます。）に係る仮払いについては、この限りではありません。

4. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金または積金の給付契約金等の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳・証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

5. (印鑑照合)

当金庫所定の払戻請求書に押印された印影または預金の払戻しのため当金庫所定の電子装置に入力された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

6. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によ

って成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記第2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前記第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前記第4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張できません。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金または積金は、譲渡、質入れはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
- (3) 普通預金、貯蓄預金および外貨普通預金について、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利を第三者に利用させることはできません。

8. (反社会的勢力との取引拒絶)

次の各号に該当する場合、当金庫は口座開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①本預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には当該法人の役員等を含みません。）が次のいずれかに該当する場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他、前AからFに準ずる者
 - H. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - I. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - J. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - K. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - L. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②自らまたは第三者を利用して次に該当する行為を行った場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

③前記①および②に該当しないとして行った、表明・確約が虚偽の申告であった場合

9. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

- ※ 規定 2. 総合口座取引規定
- 規定 3. 普通預金規定
- 規定 4. 貯蓄預金規定
- 規定 5. 通知預金規定
- 規定 6. 納税準備預金規定
- 規定 7. 期日指定定期預金規定
- 規定 8. 自動継続期日指定定期預金規定
- 規定 9. 自由金利型定期預金(M型)規定
- 規定 10. 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定
- 規定 11. 自由金利型定期預金規定
- 規定 12. 自動継続自由金利型定期預金規定
- 規定 13. 変動金利定期預金規定
- 規定 14. 自動継続変動金利定期預金規定
- 規定 15. 定期積金規定
- 規定 16. 財産形成期日指定定期預金規定
- 規定 17. 財産形成積立定期預金規定
- 規定 18. 財産形成年金預金規定
- 規定 19. 財産形成住宅預金規定
- 規定 20. ハーフリー預金規定
- 規定 21. 外貨普通預金規定
- 規定 22. 外貨定期預金規定